

第84回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月22日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております）

場所

東京都目黒区中根2丁目10番4号
当社加工技術センター3階



郵送による議決権行使期限
2023年6月21日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等による議決権行使期限
2023年6月21日（水曜日）
午後5時まで

Contents

第84回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	44
監査報告	53

議決権の行使につきましては、株主総会にご出席されるほか、書面（郵送）又はインターネットにより事前に行使いただく方法もございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社のホームページ（<https://ir.makino.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布はございませんので、ご了承ください。

証券コード 6135
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日 2023年5月29日)

株 主 各 位

東京都目黒区中根2丁目3番19号
株式会社 牧野フライス製作所
取締役社長 宮崎 正太郎

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト (<https://ir.makino.co.jp/library/shareholder/>)



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、「銘柄名 (会社名)」に「牧野フライス製作所」または「コード」に当社証券コード「6135」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2023年6月21日午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- (1) 日 時 2023年6月22日(木) 午前10時(受付開始 午前9時)
(2) 場 所 東京都目黒区中根2丁目10番4号 当社加工技術センター3階
(3) 株主総会の目的である事項

- 報告事項 1. 第84期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類、会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

(4) 招集にあたっての決定事項

- 各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合、定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人とすることができます。ただし代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

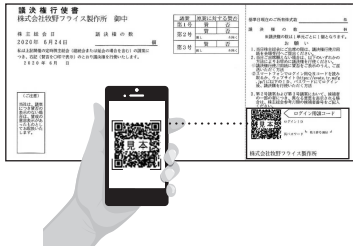
- ~~~~~
(お願い) 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
(お知らせ) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は安定的かつ継続的な配当により、株主の皆様への利益還元を図ることを利益配分の基本として考えております。

上記の基本方針に添い、当期の業績並びに当社をとりまく経営環境等を勘案のうえ、次のとおり期末配当を行いたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の種類及び総額
金銭による。総額1,910,525,200円
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
当社普通株式1株につき80円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月23日


これにより中間配当金70円を含めました当期の年間配当金は、1株につき150円となります。

第2号議案 取締役8名選任の件


本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	みやざき しょうた ろう 宮崎 正太郎 (満61歳)	代表取締役社長
2	なが の とし ゆき 永野 敏之 (満65歳)	代表取締役専務管理本部長兼貿易安全保障管理室長
3	あい ば たつ あき 饗場 達明 (満66歳)	代表取締役専務生産本部長
4	しら いし はる ゆき 白石 治幸 (満63歳)	取締役開発本部長兼設計・製造データ活用推進室長
5	ます だ なお ふみ 増田 直史 (満69歳)	独立 社外 取締役
6	やま ざき こう どう 山崎 広道 (満68歳)	独立 社外 取締役
7	にし の かず み 西野 和美 (満54歳)	独立 社外 取締役
8	たか はし かず お 新任 高橋 一夫 (満63歳)	独立 社外

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p>みやざき しょうたろう 宮崎 正太郎 (1962年1月27日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 1999年1月 Heidenreich&Harbeck Werkzeugmaschinenfabrik GmbH取締役 2000年6月 Makino Formenbautechnologie GmbH 代表取締役 2011年3月 当社営業本部アジア営業部ゼネラルマネージャ 2016年9月 当社営業本部海外営業部ゼネラルマネージャ 2021年9月 当社執行役員営業本部副本部長兼MAKINO Europe GmbH Sales & Applicationゼネラルマネージャ 2022年6月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 宮崎正太郎氏は、主にアジア及び欧州の当社海外営業部門の責任者を歴任し、国際的な工作機械ビジネスに関する豊富な経験と見識を有しております。また、2000年6月に欧州子会社の代表取締役、2022年6月に当社代表取締役社長に就任し、リーダーシップを発揮してまいりましたので、グループ全体の経営を担う当社の取締役として適任であると判断し、取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p>	4,864株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	 <p>ながの としゆき 永野 敏之 (1958年4月5日生)</p>	<p>2004年5月 当社入社 2006年6月 マキノジェイ株式会社取締役 2008年11月 当社経理部ゼネラルマネージャ 2009年6月 当社取締役経理部ゼネラルマネージャ兼エネルギー管理室長 2011年4月 当社取締役管理本部長兼貿易安全保障管理室長兼エネルギー管理室長 2014年6月 当社常務取締役管理本部長兼貿易安全保障管理室長兼エネルギー管理室長 2016年6月 当社専務取締役管理本部長兼貿易安全保障管理室長兼エネルギー管理室長 2017年4月 当社専務取締役管理本部長兼経営企画室長兼貿易安全保障管理室長兼エネルギー管理室長 2021年6月 当社代表取締役専務管理本部長兼エネルギー管理室長兼リスク管理推進本部貿易安全保障管理室長 2022年10月 当社代表取締役専務管理本部長兼貿易安全保障管理室長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 永野敏之氏は、財務を中心とした管理部門の責任者を歴任し、管理分野を中心に豊富な経験と見識を有しております。また、2009年6月に取締役、2014年6月に常務取締役、2016年6月に専務取締役、2021年6月に代表取締役に就任し、その専門的な知識を活かしてグループの成長を牽引してまいりましたので、グループ全体の経営を担う当社の取締役として適任であると判断し、同氏の再任をお願いするものであります。</p>	6,003株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p>あいば たつあき 饗場 達明 (1957年5月3日生)</p>	<p>1980年4月 当社入社 2002年11月 当社富士勝山製造部ゼネラルマネージャ 2004年12月 当社富士勝山製造部ゼネラルマネージャ兼調達部ゼネラルマネージャ 2005年6月 当社取締役製造本部長 2012年10月 当社取締役生産本部長兼富士勝山事業所長 2014年6月 当社常務取締役生産本部長兼富士勝山事業所長 2020年6月 当社常務取締役 2021年9月 当社常務取締役品質・調達本部長 2022年6月 当社代表取締役専務生産本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 饗場達明氏は、製造部門及び調達部門の責任者を歴任し、生産分野を中心に豊富な経験と見識を有しております。また、2005年6月に取締役、2014年6月に常務取締役、2022年6月に代表取締役に就任し、その専門的な知識を活かしてグループの成長を牽引してまいりましたので、グループ全体の経営を担う当社の取締役として適任であると判断し、取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p>	6,903株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	 <p>しらいし はるゆき 白石 治幸 (1959年11月3日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社 2008年1月 当社開発本部副本部長 2013年2月 当社生産本部副本部長 2016年1月 MAKINO ASIA PTE LTD取締役 2020年6月 当社執行役員生産本部長兼富士勝山事業所長 2022年6月 当社取締役開発本部長 2023年2月 当社取締役開発本部長兼設計・製造データ活用推進室長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 白石治幸氏は、開発部門及び生産部門の責任者を歴任し、開発及び生産の両分野を中心に豊富な経験と見識を有しております。また、2016年1月にアジア地域の統括子会社の取締役、2022年6月に当社取締役に就任し、その専門的な知識を活かしてグループの成長を牽引してまいりましたので、グループ全体の経営を担う当社の取締役として適任であると判断し、取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p>	481株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5 独立 社外	 ますだ なおふみ 増田 直史 (1953年8月22日生)	2008年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員 (衣浦工場長、明知工場長) 2010年6月 株式会社アドヴィックス専務取締役 2014年6月 同社取締役副社長 2017年6月 同社顧問・技監 2018年6月 同社EA (Executive Advisor) 2019年6月 株式会社安永社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安永社外取締役 (監査等委員)	300株
	取締役会出席状況 15回中15回	(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 増田直史氏は、事業会社における役員を歴任し、企業経営及び生産技術に関する豊富な経験と見識を有しております。また、当社の取締役に就任以来、その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を適切に担っていただいておりますので、当社の取締役として適任であると判断し、引き続きこのような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6 独立 社外	 やまざき こうどう 山崎 広道 (1955年3月11日生)	1989年4月 高山短期大学助教授 1994年4月 高山短期大学教授 2001年4月 熊本大学教授 (法学部) 2003年6月 日本税法学会常務理事 2007年4月 熊本大学法学部長 2015年4月 同大学理事・副学長 2020年4月 熊本学園大学大学院特任教授 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 熊本学園大学大学院特任教授	400株
	取締役会出席状況 15回中15回	(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 山崎広道氏は、過去に熊本大学法学部長を務め法学に関する豊富な経験と見識を有しております。また、同大学理事・副学長や日本税法学会常務理事を務めるなど主導的な立場にて組織を運営する経験を有しており、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、当社取締役に就任以来、その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を適切に担っていただいておりますので、当社の取締役として適任であると判断し、引き続きこのような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div>	<div style="text-align: center;">  <p>にしのかずみ 西野 和美 (1968年6月9日生)</p> <p>取締役会出席状況 10回中9回</p> </div>	<p>1992年4月 富士写真フイルム株式会社入社 2006年4月 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科総合科学技術経営専攻准教授 2017年4月 一橋大学大学院商学研究科准教授 2019年6月 株式会社オリントコーポレーション社外取締役(現任) 2019年6月 古河機械金属株式会社社外取締役(現任) 2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役 2022年4月 一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授(現任) 2022年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授 株式会社オリントコーポレーション社外取締役 古河機械金属株式会社社外取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割) 西野和美氏は、一橋大学大学院教授を務め経営戦略論等を中心とした経営学に関する豊富な経験と見識を有しております。特に、製造業における研究開発マネジメント、新規事業創出の論理、ビジネスモデルの動態モデルと持続的な競争優位性などをテーマとして研究をされていることから、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、当社取締役に就任以来、その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を担っていただいておりますので、当社の取締役として適任であると判断し、引き続きこのような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p>	<p style="text-align: center;">100株</p>

募集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">8</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p>	 <p style="text-align: center;">たかはし かずお 高橋 一夫 (1960年1月8日生)</p>	<p>2007年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社執行役員</p> <p>2010年1月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社執行役員</p> <p>2010年4月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社常務執行役員</p> <p>2012年4月 大和証券株式会社常務取締役</p> <p>2013年4月 大和証券株式会社専務取締役</p> <p>2015年4月 大和証券株式会社専務取締役法人本部長</p> <p>2017年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役員副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長</p> <p>2017年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長</p> <p>2020年6月 株式会社大和証券グループ本社執行役員副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長</p> <p>2022年4月 大和証券株式会社顧問</p>	0株	
		<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待する役割)</p> <p>高橋一夫氏は、株式会社大和証券グループ本社及びその子会社での役員を歴任し、企業経営及び金融市場に関する豊富な経験と見識を有しております。その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を担う当社の取締役として適任であると判断し、このような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏が過去に務めていた大和証券株式会社は、複数ある当社主幹事証券会社の一つであること、当社との取引に関して同社が受領した報酬等の額は、当社社債の幹事業務に係る報酬等の額を含め、過去3年間で180万円程度と僅少であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外取締役としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 増田直史、山崎広道、西野和美及び高橋一夫の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対し、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - (2) 増田直史、山崎広道の各氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 西野和美氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (4) 高橋一夫氏は、2023年6月にパラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
3. 当社は、増田直史、山崎広道、西野和美及び高橋一夫の各氏が選任された場合、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を継続又は締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>取締役会・監査役会の構成（原案どおり承認された場合）

機関	氏名	経営	国際性	研究開発 生産	営業 マーケティング	財務・会計 金融	法務 リスク管理
取締役会	宮崎正太郎	○	○		○	○	
	永野 敏之	○	○			○	○
	饗場 達明	○		○	○		
	白石 治幸	○	○	○			
	増田 直史	○		○			○
	山崎 広道	○				○	○
	西野 和美	○				○	○
	高橋 一夫	○				○	○
監査役会	香村 章夫	○		○	○		
	山口 仁栄	○	○			○	○
	中島 次郎	○				○	○

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 補欠監査役1名選任の件


補欠監査役 細谷義徳氏の選任の効力は本総会開催の時をもって失効いたしますので、あらためて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合（社外監査役員の員数が監査役総数の半数を割ることになる場合を含む）に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始の時までとなります。

なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役員の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
 <p>ほそや よしのり 細谷 義徳 (1945年4月9日生)</p>	<p>1971年4月 弁護士登録 1971年4月 石井法律事務所 1975年8月 Graham & James法律事務所（米国・サンフランシスコ） 1976年9月 小中・外山・細谷法律事務所パートナー 2002年1月 ジョーンズ・デイ・尚和法律事務所パートナー 2004年1月 敬和総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任） 2009年6月 日本水産株式会社社外監査役 2019年6月 株式会社イワキ社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 敬和総合法律事務所パートナー代表弁護士 株式会社イワキ社外監査役</p> <p>（補欠の社外監査役候補者とした理由） 細谷義徳氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社の監査役として適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者として同氏の選任をお願いするものであります。</p>	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同取引所に対し、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 当社は候補者が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、連結売上高は2,279億85百万円（前年同期比22.2%増）、営業利益174億92百万円（前年同期比54.8%増）、経常利益199億6百万円（前年同期比39.5%増）、純利益160億73百万円（前年同期比33.5%増）となりました。

当年度の連結受注は2,495億96百万円（前年同期比9.0%増）で前年度を上回り、過去最高となりました。前年度に比べ主として為替レートが円安で進行したことで、受注の円換算額が大幅に増加したことによるものです。

売上高

2,279億円

前期比22.2%増



営業利益

174億円

前期比54.8%増



経常利益

199億円

前期比39.5%増



親会社株主に帰属する当期純利益

160億円

前期比33.5%増



当年度の報告セグメント別の受注状況（現地通貨ベース）は以下のとおりです。

セグメントⅠ（牧野フライス製作所「個別」及び国内連結子会社）

牧野フライス製作所の国内受注は前年度を上回りました。

半導体製造装置と自動車の部品加工向けを中心に受注が増加しました。第4四半期に半導体製造装置向けの受注が減少しましたが、一般機械や医療向けが増加したことで受注水準を維持しました。

セグメントⅡ（MAKINO ASIA PTE LTD）

アジアは前年度を上回りました。

中国では、上期に新エネルギー車など自動車向けや、コネクタなど電気電子部品の金型向け、様々な産業の油空圧部品向けで受注が集中しました。下期は景気減速の懸念から受注が減少に転じました。通期では前年度を上回る結果になりました。

インドは前年度並みとなりました。二輪やトラックなど自動車の部品加工向けのほか、航空機向けの受注がありました。

セグメントⅢ（MAKINO INC.）

アメリカは前年度を下回りました。第2四半期以降、景気減速の懸念により、自動車と半導体製造装置向けを中心にお客様が設備投資に慎重になりました。医療関連の部品加工向けは堅調を維持しました。航空機向けはまとまった受注のあった前年度に対し、下回りました。

セグメントⅣ（MAKINO Europe GmbH）

ヨーロッパは前年度を上回りました。航空機向けが増加しました。半導体製造装置や自動車向けの受注は前年度並みを維持しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は77億円です。主として、海外工場への投資費用及び国内外の設備増強によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において実施した社債または新株式の発行等による資金調達はありませ

ん。

(4) 対処すべき課題

工作機械産業の戦略の要諦は、短期間に変化する事業環境に適切に対応することにあります。また一方で、身近な日用品から大型旅客機まで幅広い製造業の顧客を対象としており、戦略によって経営の成果が大きく変わります。

その中であって、以下の点を基本方針としております。

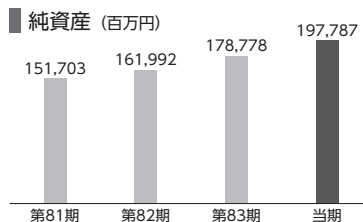
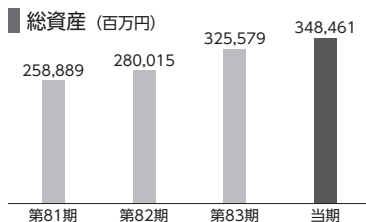
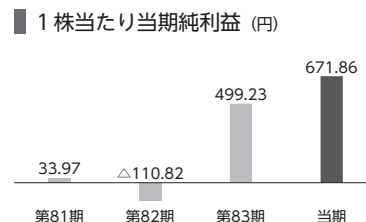
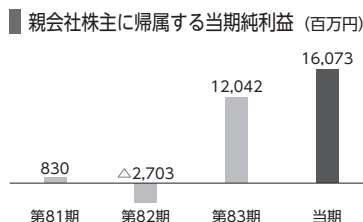
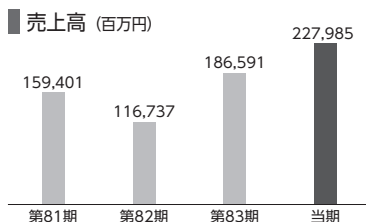
- ・市場が求める高品位・高精度な工作機械をいち早く投入できるよう開発体制を強化する。
- ・安定して高品位・高品質な工作機械を製造する環境を実現しつつ、需要の変化と増減に柔軟に対応できる効率的な生産体制を確立する。
- ・工作機械のユーザーである製造業の生産拠点の世界的な広がりに対応して、海外のグループ各社と有機的に連携し、営業及びサービス拠点の拡大と充実を図る。

これらについて積極的な投資を継続することにより、厳しい環境下にあっても収益を確保しうる強固な企業体質の確立を目指しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 2019年度	第82期 2020年度	第83期 2021年度	第84期 (当連結会計年度) 2022年度
売上高 (百万円)	159,401	116,737	186,591	227,985
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	830	△2,703	12,042	16,073
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	33.97	△110.82	499.23	671.86
総資産 (百万円)	258,889	280,015	325,579	348,461
純資産 (百万円)	151,703	161,992	178,778	197,787

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第83期の期首から適用しております。



(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合(%)	主要な事業内容
MAKINO ASIA PTE LTD (シンガポール)	13,626千 シンガポールドル	100.0	工作機械の製造・販売及び半製品の製造
MAKINO INC. (アメリカ)	74,505千 米ドル	100.0	工作機械の販売・修理
MAKINO Europe GmbH (ドイツ)	19,500千 ユーロ	100.0 (1.0)	工作機械の販売・修理
MAKINO RESOURCE DEVELOPMENT PTE LTD (シンガポール)	3,000千 シンガポールドル	100.0	鋳物部品の販売
Makino Korea Co.,Ltd. (韓国)	8,700百万 ウォン	100.0	工作機械の販売・修理
マキノジェイ(株)	490百万円	100.0	フレキシブル生産システム機器の製造、 販売及びエンジニアリング業務
マキノ電装(株)	50百万円	100.0	工作機械用制御装置の設計・製造・ 販売・修理
(株)牧野技術サービス	30百万円	100.0 (50.0)	当社製品の据付・アフターサービスと 修理・部品の販売業務
関東物産(株)	40百万円	96.0 (44.1)	当社製品等の販売
牧野フライス技研(株)	100百万円	100.0 (49.9)	当社部品の製造
マキノ・ロジスティックス(株)	10百万円	100.0 (50.0)	工作機械の荷造・梱包、保管・出荷、 輸出入手続及び保険の代理業務

(注) 議決権の所有割合の欄の(内書)は間接所有であります。

③ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

工作機械（マシニングセンタ、NC放電加工機、NCフライス盤、フライス盤、FMS、CAD/CAM等）の製造・販売及び修理

(8) 主要な営業所及び工場

当社本社（東京都目黒区）

国内生産拠点：厚木事業所（神奈川県愛甲郡）

富士勝山事業所（山梨県南都留郡、富士吉田市）

マキノジェイ(株)（神奈川県愛甲郡）

海外生産拠点：MAKINO ASIA PTE LTD（シンガポール）

牧野机床（中国）有限公司（中国）

牧野汽车装备（武汉）有限公司（中国）

MAKINO INDIA PRIVATE LIMITED（インド）

国内販売拠点：首都圏営業（神奈川県愛甲郡）

大阪支店（大阪府東大阪市）

名古屋支店（愛知県名古屋市）

太田営業所（群馬県太田市）

大宮営業所（埼玉県さいたま市）

福岡営業所（福岡県太宰府市） 他10拠点

海外販売拠点：米 州 アメリカ（6拠点）、ブラジル、メキシコ

欧 州 ドイツ、フランス、イタリア、スロバキア、
スペイン、ポーランド

アジア シンガポール、中国（9拠点）、インド（5拠点）、タイ、
インドネシア、韓国（2拠点）、ベトナム（2拠点）、
フィリピン

(9) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (名)	前期比増減 (名)
工 作 機 械	4,692	168増

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

(10) 主な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	17,635
株 式 会 社 横 浜 銀 行	7,400
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,100
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	800

(注) 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 24,893,841株 (自己株式1,012,276株を含む)
(3) 当期末株主数 6,728名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,246	13.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,533	6.42
公益財団法人工作機械技術振興財団	893	3.74
野村証券株式会社	818	3.43
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	750	3.14
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	741	3.10
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT CC CLT OMNI 5000000	646	2.71
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	547	2.29
CACEIS BANK S. A., GERMANY BRANCH - CUSTOMER ACCOUNT	521	2.18
野村信託銀行株式会社 (信託口 2052274)	500	2.09

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 11,151株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項③非金銭報酬等に関する事項」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	宮 崎 正太郎	
※専務取締役	永 野 敏 之	管理本部長兼貿易安全保障管理室長
※専務取締役	饗 場 達 明	生産本部長
取 締 役	白 石 治 幸	開発本部長兼設計・製造データ活用推進室長
取 締 役	吉 留 真	大和証券株式会社顧問
取 締 役	増 田 直 史	株式会社安永社外取締役（監査等委員）
取 締 役	山 崎 広 道	熊本学園大学大学院特任教授
取 締 役	西 野 和 美	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授 株式会社オリエントコーポレーション社外取締役 古河機械金属株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	香 村 章 夫	
常 勤 監 査 役	山 口 仁 栄	
監 査 役	中 島 次 郎	公認会計士中島次郎事務所

- (注) 1. ※印は代表取締役です。
2. 取締役吉留真、増田直史、山崎広道及び西野和美の各氏は社外取締役であります。
3. 常勤監査役山口仁栄及び監査役中島次郎の両氏は社外監査役であります。
4. 取締役社長井上真一氏は、2022年6月23日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 当社は株式会社東京証券取引所に対し、取締役吉留真、増田直史、山崎広道、西野和美、常勤監査役山口仁栄及び監査役中島次郎の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 監査役中島次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 大和証券株式会社、株式会社安永、熊本学園大学、一橋大学、株式会社オリエントコーポレーション、古河機械金属株式会社及び公認会計士中島次郎事務所と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社及び国内外子会社（会社等）の役員及び管理・監督者の地位にある従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分を含め当社等が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとされております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	226 (37)	154 (37)	35 (—)	35 (—)	9 (4)
監査役 (うち社外 監査役)	59 (34)	59 (34)	—	—	3 (2)

② 業績連動報酬等に関する事項

業績報酬は、各役位とも前年度の会社業績並びに取締役個人の業績評価をもとに、基本報酬の上限50%の範囲にて決定します。

業績連動報酬等の額の算定方法は、連結ROA、連結ROE、連結売上高成長率及び連結営業利益率を会社業績にかかる指標として評価します。取締役はグループ全体の業績に責任を負うことから、いずれも連結の指標を採用しており、各指標にウエイト付けを行い、合計して会社業績を決定します。この会社業績と個人業績について、役位毎に異なるウエイトを掛け合わせて業績スコアを決定します。役位が上がるほど、会社業績の占める割合が大きくなるように設定されており、最終決定した業績スコアに基づき、基本報酬の一定の範囲で業績報酬を算出し、当社が任意で設置した指名・報酬委員会に対する諮問を経て取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動に係る指標の実績は連結ROA5.9%、連結ROE10.6

%、連結売上高成長率22.2%、連結営業利益率7.7%となります。

報酬は年額をもって定め、報酬年額を12等分した報酬月額を毎月支払います。

③ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする当社の普通株式を用いた株式報酬とし、毎年、定時株主総会終了後の一定の時期に付与します。付与する譲渡制限付株式の額及び株式数は、株主総会で定められた上限の範囲内で、取締役の役位に応じて決定します。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月20日開催の第67回定時株主総会において年額4億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当社取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の額は、2022年6月23日開催の第83回定時株主総会において取締役の金銭報酬枠の範囲内で年額9,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月20日開催の第67回定時株主総会において年額1億4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

会社の企業業績とそれに伴う企業価値向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値を考慮した報酬体系を構築すべく、2009年5月18日開催の取締役会において、取締役報酬規程及びその内規（以下「規程等」といいます。）の制定を決議いたしました。また、方針明確化のため取締役報酬規程の表現の見直しを2021年4月30日開催の取締役会で決議、譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う方針改訂を2022年6月23日開催の取締役会で決議いたしました。

イ 決定方針の内容の概要

会社の企業業績とそれに伴う企業価値向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値を考慮した報酬体系とすると共に、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえることとしております。

具体的には、取締役の報酬は、職責に応じた固定報酬としての基本報酬、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬並びに譲渡制限付株式による株式報酬により構成することとしております。また、社外取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、規程等に従って算出しており、決定方針のとおりと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項
社外役員的主要活動状況

区分	氏名	在任期間	出席状況	主な活動状況
社外取締役	吉留 真	5年	取締役会 11/15回 (73%)	前職における企業経営及び金融市場に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要の発言を行うとともに、ガバナンス、財務、マクロ市場動向に関して助言や指摘を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員長を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。
社外取締役	増田 直史	3年	取締役会 15/15回 (100%)	前職における企業経営及び生産技術に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要の発言を行うとともに、生産に関して助言や指摘を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。
社外取締役	山崎 広道	3年	取締役会 15/15回 (100%)	法学に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要の発言を行うとともに、法的観点から指摘や助言を行いました。任意設置の指名・報酬委員会では委員を務め、取締役候補者の選定、役員報酬制度や報酬額等の諮問事項につき審議を行いました。
社外取締役	西野 和美	1年	取締役会 9/10回 (90%)	経営戦略論等を中心とした経営学に関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要の発言を行うとともに、経営戦略やガバナンスについて指摘や助言を行いました。

区分	氏名	在任期間	出席状況	主な活動状況
社外監査役	山口 仁 栄	3年	取締役会 15/15回 (100%) 監査役会 18/18回 (100%)	<p>前職における金融市場及び国際ビジネスに関する知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行いました。</p> <p>常勤監査役として、日ごろから当社及びグループ各社の経営層、管理職層並びに会計監査人等とのヒアリングや現地往査等を主導して行い、当社及びグループ各社の状況の把握に努めました。また、監査役会に出席し、収集した情報を基に当社の課題について議論し、取締役等に課題の指摘と改善のアドバイスをを行いました。</p>
社外監査役	中島 次 郎	11年	取締役会 15/15回 (100%) 監査役会 18/18回 (100%)	<p>公認会計士としての知識と経験を活かし、取締役会では総合的な見地から議案審議等に必要な発言を行いました。</p> <p>常勤監査役と協力し、当社及びグループ各社の経営層、管理職層、会計監査人等とのヒアリングや現地往査等を通じて、当社及びグループ各社の状況の把握に努めました。また、監査役会に出席し、収集した情報を基に当社の課題について議論いたしました。</p>

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記②の金額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デューデリジェンス業務に対する報酬等を含んでおります。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定した場合には、その議案を株主総会に提案する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任する方針です。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社は、2007年1月9日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号に定める体制の整備について、①当社の業務の適正を確保するための体制、②子会社の管理、③監査役の監査に関する体制に分類し、決議を行いました。また、2015年5月18日開催の取締役会において、一部修正の決議を行いました。その概要は、次のとおりです。

① 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、リスク管理を業務の適正を確保するための体制の基本とし、リスク管理体制を整備することによって、当社の損失の危険を管理するのみならず、もって法令及び定款からの逸脱を防止し、効率的な業務執行を確保する。当社にとって、リスクとは、損失の危険、法令及び定款からの逸脱、非効率的な業務執行、その他当社の企業価値を損なうおそれのあるもの全てとする。

当社のリスク管理体制は、通常のリスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクは取締役会で検討、判断するものとし、その詳細は「リスク管理規程」に定める。

法令及び定款からの逸脱はリスクの一つとして「リスク管理規程」に定める一方、「就業規則」「安全保障輸出管理規程」等の社内規程を定め、入社時及び定期・不定期の研修等を通じて周知することにより、法令・規則・その他の規範の遵守を徹底する。

取締役会で検討、判断した内容は、取締役の職務執行に係る情報として「取締役会規則」に従い取締役会議事録を作成し保管する他、通常業務の意思決定については、「稟議規程」に従い稟議書を作成し、保管する。

② 子会社の管理

当社は子会社に対し、次のことを求める。

- i 当社と同様のリスクの管理を行うこと
- ii 職務の執行、リスクの状況等について当社に適宜報告すること
- iii 重大な事項がある場合は当社に事前に報告し協議すること

また、必要に応じて当社から役員を派遣し、直接意思決定に参加する。

③ 監査役の監査に関する体制

当社の取締役は、取締役会で当社及び子会社に関する重要事項について報告を行う。

当社の取締役及び使用人は、次の場合、速やかに監査役に必要な報告を行い又は会合を開催する。

- i 監査役の要請があった場合

- ii 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあり、あるいは損害を及ぼした事実があることを発見した場合

上記の監査役への報告については、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も同様とし、取締役及び使用人が当該報告を理由に報告者を不利に扱うことを禁じる。

監査役が補助使用人を必要として求めてきた場合、監査役の指示の実効性が確保できるよう人数、地位、所属等を含め、監査役と協議の上選出し、その処遇については、監査役会の同意を取る。また、監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の請求があった場合、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

(2) 上記体制の運用状況の概要

当社は毎月取締役会を開催し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクがある都度議題に取り上げ、必要な審議を行いました。法令・定款等からの逸脱はリスクの一つと認識し、研修等を通じて周知を図ることにより、遵守を徹底しました。

当社取締役会は、主要な子会社に当社取締役及び使用人を派遣し、直接意思決定に参加しました。また、子会社の取締役及び使用人又は当社の関係する取締役及び使用人に子会社の経営状況を報告させて把握し、必要に応じて協議や指導を行いました。

監査役は、取締役会への出席、当社及び子会社の取締役(代表取締役を含む)及び使用人との面談等を通じて重要事項について報告を受け、必要に応じて監査役会で協議し、アドバイス等を行いました。また、会計監査人との面談を定期的を実施し、意見交換を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 中間配当金

当社は、株主への利益還元を機動的に行う方針です。そのため、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

② 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行する方針です。そのため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1. 流動資産	229,713	1. 流動負債	90,698
現金及び預金	68,312	支払手形及び買掛金	20,068
受取手形、売掛金及び契約資産	※2 50,634	電子記録債務	19,019
有価証券	4,234	1年内返済予定の長期借入金	6,707
商品及び製品	28,276	リース債務	932
仕掛品	21,140	未払法人税等	2,080
原材料及び貯蔵品	45,699	その他の流動負債	※3 41,890
その他の流動資産	12,961	2. 固定負債	59,975
貸倒引当金	△1,544	社債	20,000
2. 固定資産	118,747	長期借入金	26,228
(1) 有形固定資産	※1 79,215	リース債務	3,210
建物及び構築物	37,565	繰延税金負債	6,973
機械装置及び運搬具	9,570	役員退職慰労引当金	122
工具、器具及び備品	5,034	退職給付に係る負債	1,357
土地	19,080	その他の固定負債	2,083
リース資産	6,012	負債合計	150,674
建設仮勘定	1,950	〔純資産の部〕	
(2) 無形固定資産	2,952	1. 株主資本	168,681
その他	2,952	(1) 資本金	21,142
(3) 投資その他の資産	36,580	(2) 資本剰余金	37,056
投資有価証券	27,100	(3) 利益剰余金	114,714
長期貸付金	620	(4) 自己株式	△4,233
繰延税金資産	4,867	2. その他の包括利益累計額	28,606
退職給付に係る資産	970	(1) その他有価証券評価差額金	15,160
その他の投資	3,163	(2) 為替換算調整勘定	12,880
貸倒引当金	△141	(3) 退職給付に係る調整累計額	565
		3. 非支配株主持分	499
資産合計	348,461	純資産合計	197,787
		負債・純資産合計	348,461

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	227,985
売上原価	161,596
売上総利益	66,388
販売費及び一般管理費	48,895
営業利益	17,492
営業外収益	3,130
受取利息	595
受取配当金	542
受取賃貸料	216
助成金収入	661
その他	1,114
営業外費用	716
支払利息	220
社債利息	96
為替差損	335
その他	63
経常利益	19,906
特別利益	66
固定資産売却益	66
特別損失	522
固定資産除却損	499
関係会社株式評価損	22
税金等調整前当期純利益	19,450
法人税、住民税及び事業税	4,283
法人税等調整額	△922
当期純利益	16,089
非支配株主に帰属する当期純利益	16
親会社株主に帰属する当期純利益	16,073

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	21,142	37,074	101,513	△4,014	155,716
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△18			△18
剰 余 金 の 配 当			△2,872		△2,872
親会社株主に帰属する当期純利益			16,073		16,073
自己株式の取得				△265	△265
自己株式の処分		1		46	47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△17	13,200	△219	12,964
当 期 末 残 高	21,142	37,056	114,714	△4,233	168,681

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	14,174	8,369	△369	22,174	886	178,778
当 期 変 動 額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△18
剰 余 金 の 配 当						△2,872
親会社株主に帰属する当期純利益						16,073
自己株式の取得						△265
自己株式の処分						47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	985	4,511	935	6,432	△387	6,044
当 期 変 動 額 合 計	985	4,511	935	6,432	△387	19,009
当 期 末 残 高	15,160	12,880	565	28,606	499	197,787

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

マキノジェイ(株)・マキノ電装(株)・(株)牧野技術サービス・関東物産(株)・牧野フライス技研(株)
MAKINO ASIA PTE LTD・MAKINO INC.・MAKINO Europe GmbH
MAKINO RESOURCE DEVELOPMENT PTE LTD 他

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)ミクロボ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

持分法適用の非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)ミクロボ

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社33社の決算日は、3月31日であります。

上記以外の7社（Makino do Brazil Ltda., Single Source Technologies S. de R.L. de C.V., 牧野机床（中国）有限公司 他）の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成に際しては、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

1-4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ii) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……総平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品・仕掛品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

原材料及び貯蔵品……主として移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。在外連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 3～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

- i) 市場販売目的のソフトウェア
市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。
- ii) 自社利用のソフトウェア
自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売掛金等債権の回収不能に備えて一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金
連結子会社の一部は、役員の退職金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社グループは工作機械の製造・販売を主な事業としております。製品の販売については、出荷又は船積の時点において製品に対する支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。また一部のエンジニアリングサービスについては履行義務が一定期間にわたり充足されるものと判断し、その履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
為替予約については、振当処理の要件を満たしているものは、振当処理を行っておりません。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

ヘッジ方針については、社内管理規定に基づき為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債、年金資産の額が退職給付債務を超過している額を退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

1-5. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(1) 「リース」(ASU第2016-2号)の適用

一部の在外連結子会社においては、当連結会計年度より、ASU第2016-2号「リース」を適用しております。これによりリースの借手は、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。また当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適

用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

1-6. 追加情報

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

※ 1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 87,824百万円

※ 2. 顧客との契約から生じた債権の残高又は契約資産の残高は、それぞれ以下の通りです。

受取手形 1,009百万円

売掛金 47,560百万円

契約資産 2,063百万円

※ 3. 流動負債『その他』のうち、契約負債の残高 21,596百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3-1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 24,893,841株

3-2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,196	50	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,675	70	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,910	80	2023年3月31日	2023年6月23日

4. 金融商品に関する注記

4-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に工作機械の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブは、主に為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

4-2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,398	2,373	△25
② その他有価証券	28,677	28,677	—
(2) 社債	20,000	20,022	22
(3) 長期借入金	32,935	32,901	△33
(4) デリバティブ取引	(8)	(8)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額165百万円)は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 ② その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 組合出資金(連結貸借対照表計上額91百万円)は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 ② その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

4-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	25,677	—	—	25,677
資産計	25,677	—	—	25,677
デリバティブ取引 通貨関連	—	△8	—	△8
負債計	—	△8	—	△8

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	—	2,373	—	2,373
其他有価証券	—	3,000	—	3,000
資産計	—	5,373	—	5,373
社債	—	20,022	—	20,022
長期借入金	—	32,901	—	32,901
負債計	—	52,924	—	52,924

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。譲渡性預金及びコマーシャルペーパーは活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である金銭債権と一体として処理されているため、その時価は当該金銭債権の時価に含めて記載しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

5-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの販売体制を基礎とした各社の所在地別のセグメントから構成されております。

報告セグメントⅠ. は、牧野フライス製作所が担当するセグメントであり、主たる地域は日本、韓国、中国、大洋州、ロシア、ノルウェイ、イギリス及びセグメントⅡ、Ⅲ、Ⅳに含まれないすべての地域です。さらに、国内関係子会社を含んでおります。

報告セグメントⅡ. は、MAKINO ASIA PTE LTD(シンガポール)が担当するセグメントであり、主たる地域は中国、ASEAN諸国、インドです。

報告セグメントⅢ. は、MAKINO INC.(アメリカ)が担当するセグメントで、南北アメリカのすべての国です。

報告セグメントⅣ. は、MAKINO Europe GmbH(ドイツ)が担当するセグメントであり、ヨーロッパ大陸(ノルウェイを除く)のすべての国です。

	報告セグメント				
	I (百万円)	II (百万円)	III (百万円)	IV (百万円)	計 (百万円)
一時点で移転される財 及びサービス	53,785	91,449	54,302	17,671	217,209
一定の期間にわたり 移転される財及びサービス	—	1,254	9,520	—	10,775
顧客との契約から生じる収益	53,785	92,704	63,823	17,671	227,985

5-2. 収益を理解するための基礎となる情報

「1-4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

5-3. 翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	48,570
契約資産	2,063
契約負債	21,596

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 8,261円 10銭
(2) 1株当たり当期純利益 671円 86銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
I 流動資産	111,504	I 流動負債	43,311
現金及び預金	21,627	支払手形	241
受取手形	743	買掛金	8,680
売掛金	44,713	電子記録債務	19,019
有価証券	4,234	短期借入金	4,000
棚卸資産	25,789	1年内返済予定の長期借入金	5,250
(製品)	(3,626)	リース債務	299
(原材料)	(8,586)	未払金	2,663
(仕掛品)	(13,541)	未払費用	2,387
(貯蔵品)	(35)	未払法人税等	502
前渡金	123	前受金	121
前払費用	260	預り金	147
未収収益	2		
立替金	7,600	II 固定負債	53,481
仮払金	793	社債	20,000
短期貸付金	1,000	長期借入金	25,500
未収消費税等	4,303	リース債務	826
未収入金	363	長期未払金	146
貸倒引当金	△53	繰延税金負債	5,363
II 固定資産	83,782	長期前受収益	12
1. 有形固定資産	39,193	退職給付引当金	1,633
建物	17,902	負債合計	96,793
構築物	428	〔純資産の部〕	
機械及び装置	1,817	I 株主資本	83,404
車両及び運搬具	2	1. 資本金	21,142
工具器具及び備品	2,415	2. 資本剰余金	37,002
土地	14,672	資本準備金	14,499
リース資産	1,105	その他資本剰余金	22,502
建設仮勘定	849	3. 利益剰余金	29,491
2. 無形固定資産	2,218	その他利益剰余金	29,491
特許権	433	(別途積立金)	(2,500)
商標権	0	(繰越利益剰余金)	(26,991)
ソフトウェア	1,767	4. 自己株式	△4,233
その他	16	II 評価・換算差額等	15,089
3. 投資その他の資産	42,370	その他有価証券評価差額金	15,089
投資有価証券	25,639		
関係会社株式	11,662	純資産合計	98,493
出資金	1	負債・純資産合計	195,286
関係会社出資金	4,734		
長期貸付金	143		
長期前払費用	14		
その他の投資	313		
貸倒引当金	△139		
資産合計	195,286		

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	110,960
売上原価	91,056
売上総利益	19,904
販売費及び一般管理費	16,660
営業利益	3,243
営業外収益	4,395
受取利息及び配当金	3,145
受取賃貸料	820
為替差益	232
その他	198
営業外費用	220
支払利息	220
その他	0
経常利益	7,418
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	254
関係会社株式評価損	22
固定資産除却損	231
税引前当期純利益	7,165
法人税、住民税及び事業税	193
法人税等調整額	254
当期純利益	6,718

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	21,142	14,499	22,501	2,500	23,145
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,872
当 期 純 利 益					6,718
自己株式の取得					
自己株式の処分			1		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1	—	3,846
当 期 末 残 高	21,142	14,499	22,502	2,500	26,991

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,014	79,775	14,108	14,108	93,884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△2,872			△2,872
当 期 純 利 益		6,718			6,718
自己株式の取得	△265	△265			△265
自己株式の処分	46	47			47
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			981	981	981
当 期 変 動 額 合 計	△219	3,628	981	981	4,609
当 期 末 残 高	△4,233	83,404	15,089	15,089	98,493

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…… 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品及び仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び車両運搬具 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産（ソフトウェアを除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

① 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

② 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の回収不能に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、退職給付債務見込額が年金資産見込額を超過しているため、超過額を退職給付引当金に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

当社グループは工作機械の製造・販売を主な事業としております。製品の販売については、出荷又は船積の時点において製品に対する支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

1-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

為替予約については、振当処理の要件を満たしているものは、振当処理を行っております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっておりま
す。

ヘッジ方針については、社内管理規定に基づき為替変動リスクを回避する目的で行って
おります。

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フ
ロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評
価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を
省略しております。

1-6. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月
17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、
時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基
準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これ
による影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	58,037百万円
----------------	-----------

2-2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

MAKINO Europe GmbH	3,259百万円
--------------------	----------

2-3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	48,241百万円
--------	-----------

短期金銭債務	6,574百万円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	90,257百万円
仕入高等	30,355百万円
営業取引以外の取引高	3,346百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,012,276株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

5-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	1,215百万円
貸倒引当金	58百万円
棚卸資産評価損	114百万円
未払費用	562百万円
有価証券評価損	1,495百万円
長期未払金	4百万円
退職給付引当金	509百万円
その他	330百万円
繰延税金資産小計	4,291百万円
評価性引当額	△3,352百万円
繰延税金資産合計	939百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	6,302百万円
繰延税金負債合計	6,302百万円
繰延税金負債の純額	5,363百万円

5-2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
関係会社 (当該関係会社の子会社を含む)	MAKINO INC.	所有 直接100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売(注1)	21,850	売掛金	13,461
	MAKINO ASIA PTE LTD	所有 直接100.0%	当社製品の製造販売 製品・半製品の購入	当社製品の販売(注1)	28,336	売掛金	6,365
	MAKINO Europe GmbH	所有 直接99.0% 間接1.0%	債務保証	債務保証	3,259		
	MAKINO GmbH	所有 間接100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売(注1)	7,946	売掛金	4,933
	マキノジェイ(株)	所有 直接100.0%	当社製品の販売	当社製品の販売(注1) 借入金の返済(注4)	16,705 2,000	売掛金 短期借入金	4,629 —
	マキノ電装(株)	所有 直接100.0%	部品の購入	部品の購入等(注2)	14,062	買掛金 立替金	— 6,394
	(株)牧野技術サービス	所有 直接 50.0% 間接 50.0%	部品の販売 当社製品の据付・アフターサービスと修理	部品の販売(注1)	7,834	売掛金	7,490
	関東物産(株)	所有 直接 51.9% 間接 44.1%	当社製品の販売	資金の借入(注4)	—	短期借入金	2,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注4) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「1-4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,124円 25銭
1株当たり当期純利益	280円 83銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社牧野フライス製作所
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 三 島 陽
業務執行社員
指定社員 公認会計士 吉 田 延 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社牧野フライス製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社牧野フライス製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社牧野フライス製作所

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員	公認会計士	三島陽
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	吉田延史
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社牧野フライス製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 牧野フライス製作所 監査役会

常勤監査役 香 村 章 夫 ㊟

常勤監査役（社外監査役）山 口 仁 栄 ㊟

監 査 役（社外監査役）中 島 次 郎 ㊟

以 上

第84回定時株主総会 会場案内図

東京都目黒区中根2丁目10番4号 当社加工技術センター3階

交通：東急東横線〈都立大学駅〉改札出て右折 徒歩約5分

※特急・急行は停車しません。

